

「(仮称) 野洲市商工業振興基本条例 (案)」の内容に係るパブリックコメントの実施について

1. 目的

野洲市における、商工業の振興に関する基本理念を定め、商工業に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、商工業の振興を推進し、地域経済の活性化及び市民生活の向上を図ることを目的に、(仮称) 野洲市商工業振興基本条例を制定します。

つきましては、本条例の制定にあたり、条例(案)の内容をまとめましたので、皆様からの意見を募集します。

2. 閲覧期間

令和元年 11 月 22 日 (金) ～12 月 9 日 (月) 18 日間

※各施設の執務時間内に限ります。市広報 12 月号に案内を掲載します。

3. 閲覧場所

市役所商工観光課、市役所本館情報公開センター、市民サービスセンター、野洲図書館、各コミュニティセンター、人権センター、市民交流センター

※市ホームページでも見ることができます。

4. 意見の提出

(提出方法)

住所・氏名・電話番号・意見(様式自由)を記入の上、閲覧期間内に商工観光課へ持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで提出してください。

(提出先)

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1 市役所別館 環境経済部 商工観光課
電話：077-587-6008 FAX：077-587-3835 Eメール：syoukan@city.yasu.lg.jp

5. 意見等の公表

提出のあった意見等については個別の回答は行いません。後日、意見に対する回答を市ホームページで公表します。